相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県萩市大字椿二〇四八番地、最後の住所岡山県津山市大篠二四〇〇番地の二
被相続人　亡　石丸　純子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月三十日
事務所岡山県津山市南新座三四番地アリコベール・しんざ二〇一
相続財産管理人　弁護士　飯綱　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市天祐一丁目一七三番地、最後の住所佐賀県佐賀市天祐一丁目七番九号
被相続人　亡　三浦　ハヤ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月三十日
佐賀県佐賀市愛敬町一二番一五号愛敬マンション一階
相続財産管理人　司法書士　山口　敏弥

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年十一月三十日
一、墳墓等所在地　岩手県盛岡市薮川字外山一四
一、墳墓等の名称　不詳
一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
一、改葬を行おうとする者　岩手県盛岡市本宮七丁目四番二一号　千葉　和平

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一一九号）第百三条第一項の規定に基づく幸手都市計画事業道仏土地区画整理事業の換地処分通知書のうち、左記の者に対する通知は、送付すべき場所を確知することができない又は送付したが受領を拒まれたため、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条五項の規定により、当該書類の送付にかえて次のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所
権利者氏名　板橋　健夫
権利者住所　南埼玉郡宮代町百間五丁目四番三四号

二、通知の内容
土地区画整理法第百三条第一項の規定により、幸手都市計画事業道仏土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、処分をします。

教示

一　審査請求について　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、審査請求することができなくなります。

二　取消訴訟について　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して六か月以内に、宮代町道仏土地区画整理組合を被告として（理事長が被告の代表となります。）、提訴することができます。ただし、この処分を知った日（一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して六か月以内であっても、この処分の日（一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して一年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提訴することができなくなります。

なお、別紙明細書及び換地図は省略し、それらを宮代町道仏土地区画整理事務所の掲示板において掲示します。

平成二十九年十一月三十日
埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛四一五番地一
宮代町道仏土地区画整理組合
理事長　岩崎　文庫

債権申出の公告

当社は、平成二十三年一月二十五日付で破産手続廃止決定により解散しましたが、残余財産の清算のため、平成二十六年八月二十七日、盛岡地方裁判所（平成二十六年（ヒ）第七号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月三十日
岩手県盛岡市開運橋通一番二五号
株式会社オークラ
代表清算人　弁護士　須山　通治
連絡先　岩手県盛岡市神明町五番四号
弁護士法人　岩手銀河法律事務所

債権申出の公告（第三回）

当社の確定給付企業年金制度は平成二十九年九月三十日、厚生労働大臣の承認により終了したので、当制度に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月三十日
東京都千代田区丸の内一丁目八番二号
アセットマネジメントＯｎｅ株式会社確定給付企業年金
清算人　小松みのり

債権申出の公告（第三回）

当社の確定給付企業年金制度は平成二十九年九月三十日、厚生労働大臣の承認により終了したので、当制度に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月三十日
東京都千代田区丸の内一丁目八番二号
アセットマネジメントＯｎｅ株式会社
（旧新光投信株式会社）確定給付企業年金
清算人　小松みのり

第12期決算公告

平成29年11月30日　東京都千代田区外神田二丁目14番10号
株式会社サードウェーブソリューションズ
代表取締役社長　潮田　一志

貸借対照表の要旨（平成29年7月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	375	流動負債	499
固定資産	69	（賞与引当金）	(6)
		固定負債	6
		（退職給付引当金）	(6)
		株主資本	△60
		資本金	30
		資本剰余金	10
		その他資本剰余金	10
		利益剰余金	△100
		その他利益剰余金	△100
		（うち当期純利益）	(30)
資産合計	445	負債・純資産合計	445

第3期決算公告

2017年11月30日
岩手県花巻市上小舟渡48番地5
株式会社サプライン
代表取締役　菊地喜美夫

貸借対照表の要旨
（2017年8月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	43,143	流動負債	46,526
固定資産	14,022	固定負債	5,403
		負債合計	51,929
		株主資本	5,236
		資本金	20,000
		資本剰余金	10,000
		利益剰余金	△24,763
		その他利益剰余金	△24,763
		（うち当期純損失）	(4,558)
		純資産合計	5,236
資産合計	57,166	負債・純資産合計	57,166